

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

地域森林管理支援センター便り

第1号 令和4年1月

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

市町村・県各機関・岐阜県地域森林監理士の皆様

地域森林管理支援センター（以下、「支援センター」という。）を開設して4ヶ月が過ぎようとしています。この便りでは、森林経営管理制度に関する最新情報や、活動実績、市町村の取組状況等の情報を提供し、皆様の業務に活用していただきたいと考えています。

支援センターの役割は市町村の皆様の相談窓口や、巡回支援、専門家による相談会、地域森林監理士短期支援の調整、地域森林監理士フォローアップ研修、情報発信です。

今後は、地域森林監理士フォローアップ研修、専門家による相談会を予定しています。専門家による相談会では、所有者探索や森林境界に関する困り事等を取り上げたいと考えています。ぜひご相談ください。

今回は、弁護士相談会、巡回支援の活動実績を報告します。

目次

1. 弁護士相談会
2. 巡回支援事例

1. 弁護士相談会

日時 令和3年10月29日（金） ぎふ森林文化センター 東濃ヒノキホール

講師 品川尚子弁護士 聴講者 市町村担当、県担当、監理士等 19名

講演 その1「経営管理権集積計画の仕組み」

その2「森林管理の裁判例を学ぶ」

その3「弁護士への相談 Q&A」から抜粋して報告します。

その1「経営管理集積計画の仕組み」について

・経営管理権集積計画（記載例）において、2 共通事項（2）受託者の義務①経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙（市町村）は、「自己の財産に対するのと同様の注意義務」や、②経営管理実施権配分計画が定められる場合、乙（市町村）は経営管理実施権者（林業経営者）に対する監督責任のみ負うという表現があるが、仕事である以上市町村も善管（善良な管理者の）注意義務を負う必要がある。

・民法の信義則に反するものは、初めにどのような契約があったとしても合意がなかったも

のとみなされるので留意すること。また、重要なことは包括的（協議する等の言い回し）な記載とはせず、項目を立てる必要がある。

その2「森林管理の裁判例を学ぶ」について

- ・森林経営管理権を設定した森林の倒木等により被害が発生した場合

損害賠償責任があるかどうかは**具体的な状況**による。

ケース1 森林管理、立木あるいは伐倒木の管理の方法に、瑕疵があれば有責。故意過失があれば有責。管理が終わってから被害があった場合、管理中に行った作業に過失があれば有責。

・解説 山では木が枯れたり折れたりするのは当然で、それを伐倒しておく必要があるのは道路沿い等だけ。

ケース2 観光客が入り込むことを目的として形成された場所（遊歩道、ベンチ）付近では、天然の立木であっても危険性を除去（伐倒）もしくは警告表示が必要である（東京高裁H19.1.17）。

・解説 距離が離れた立木からの落枝で、また観光客でなく相当の装備を行った者のみが入り込む場所で悪天候の場合、責任はない。

その3「弁護士への相談 Q&A」

項目	相談内容	相談結果
森林所有者特定に当たって隣接所有者の同意が必要な範囲について	森林整備事業を実施するにあたり、公図と現地に大きな乖離があり、隣接地を含めた所有者全員が、所有地を把握していない。協定を結ぶにあたり、念のため隣接地の所有者（登記簿上）の同意を得ることとするが、この考え方でよいか？	登記上の面積と予想される現地の面積が同じ程度なら OK と考える。森林経営管理制度では、所有者がわからない場合は、「所有者不明森林に係る特例」を活用できる。
公簿上の土地登記情報と口約束による土地交換情報について	公簿上の土地所有者 A からの申請で、農地の転用許可申請が提出され転用が許可（知事）された。後日、B さんが「先代の時に口約束で交換している土地で自分の土地を勝手に駐車場として使用している」と訴えた。これは公簿上の土地情報が正しいので問題なしと考えて良いか？	農業委員会は公簿という根拠に基づいて行っているの、行政行為としては瑕疵はない。交換は A と B の民事の問題。
市町村から民間事業者への個人情報の提供について	市町村が意向調査の結果、所有者から「森林組合や民間事業者へ整備を依頼（委託）する」との回答を得た場合、所有者情報を民間事業者へ紹介することは問題ないか？	提供は可能。林地台帳の所有情報提供の法的根拠を整理すること。林地台帳制度では、同一の都道府県内で経営計画の認定を受けている林業事業者へ情報提供は可。（氏名・住所含む）
施業集約に当たっての周りの森林についての情報提供について	市町村が意向調査の結果、「市に管理を任せたい」と回答した森林について、施業集約化の可能性を考えて、周りの森林（郵便未達や未回答のものを含む）の意向調査状況などについて、民間事業者へ情報提供することは問題ないか？	公知の情報（森林簿や登記情報）であれば可。その他課税情報等に基づく場合は、本人から情報提供の同意がなければ不可。

2.巡回支援事例

(1) A市町村

事例1

相談内容	森林環境譲与税を活用した令和4年度新規・拡充事業に対し市の会議で出された検討課題への対応方針について。
相談結果	令和4年度新規事業「市民等による提案型事業」の検討課題について以下のとおり助言した。 <ul style="list-style-type: none">・事業の必要性・効果については、森林環境譲与税の3つの目的の達成につながる事が判るよう目的ごとに想定される提案事業を例示するよう助言した。・提案型事業の営利・非営利別の補助率の見直しについては、事業目的別に補助率を再検討するよう助言した。

事例2

相談内容	令和3年度の森林環境譲与税事業の実施内容について。
相談結果	令和3年度新設した市直営の間伐事業について、来年度の拡充を見据え今年度実施分から間伐木・風倒木を出来るだけ搬出し、災害の防止軽減効果を高めるとともに木質バイオマス燃料として有効利用するよう助言した。

(2) B市町村

相談内容	森林環境譲与税を活用した危険木処理をしたい。
相談結果	地域森林監理士による現地調査に同行した。 <ul style="list-style-type: none">・10箇所危険木等の現地調査を実施した。・危険木処理の必要性・優先順位について地域監理士の森林整備に関する専門的アドバイスと併せ県森林環境税等との棲み分けについて助言した。 優先実施すべき未整備森林(56.84ha)の対応について助言した。 <ul style="list-style-type: none">・未整備森林の解消に対応した上で、森林環境譲与税を危険木処理に使っていることを対外的に説明できるよう整理しておくことを助言した。・具体的調査については、令和4年度予算で対応を検討するため概算経費の見積りを行うことを助言した。

(3) C市町村

相談内容	<ul style="list-style-type: none">・C市町村総合戦略に森林をどう位置付けたらよいか。・C市町村では度々雪崩による災害が発生しており、こうした自然災害に強い森林づくりについて。・C市町村は広葉樹が多い。一方で木を使った伝統文化を失われつつあることについて。・C市町村管理委員会の活用が最近できていないことについて。
相談結果	<ul style="list-style-type: none">・森林環境譲与税を活用して、外部の講師等を招きC市町村管理委員会や住民等の参画によるワークショップを開催し、C市町村の今後の森づくりの方向性をまとめることを提案した。・後日(18日後)、ワークショップの企画案を作成し提案した。・ワークショップ開催に当たっては、広葉樹施業の専門家や木材を活用した伝統文化の専門家等を招聘することを提案した。

以上

地域森林管理センター

〒500-8356

岐阜市六条江東2丁目5番6号

岐阜県森林組合連合会内

TEL (058) 201-5013

FAX (058) 275-4398

E-mail : f-shien@g-moriren.or.jp

担当 常富 覚 日比野基宏 中島義雄